

# 田代野球場 料金表

R6・4/1～

区 分			金 額 (1時間につき)	
野 球 場	アマチュアスポーツに 使用する場合	入場料を徴収しない場合	一般	960 円
			高校生以下	480 円
		入場料を徴収する場合	一般	2,550 円
			高校生以下	1,270 円
	アマチュアスポーツ 以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合		4,080 円
		入場料を徴収する場合		8,150 円
附 属 設 備	スコアボード		420 円	
	カウントシグナル		220 円	
	放送設備		220 円	
	シャワー		100 円	

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に都市公園又は都市公園以外の公園における行為又は使用について許可を受けている者が、この条例施行の日前に、この条例による改正前の大館市公園条例別表第3第3号及び第4号並びに別表第6第1号及び第3号の規定による使用料を納付しているときの使用料の額は、この条例による改正後の大館市公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 備 考

- この表において「入場料」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、野球場の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 使用者が入場料を徴収しない場合であっても、使用者が入場者から会費等を徴収しているとき、又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用するときは、入場料を徴収する場合の利用料金を徴収する。
- この表において「一般」とは、大学生以上の者(これに準ずる者を含む)をいう。
- 1時間に満たない時間は、1時間とみなす。
- 中学生以下が使用する場合には、必ず引率者が必要です。**
- 館内のコンセントは基本使用禁止となります。使用する際は申し出が必要となります。